

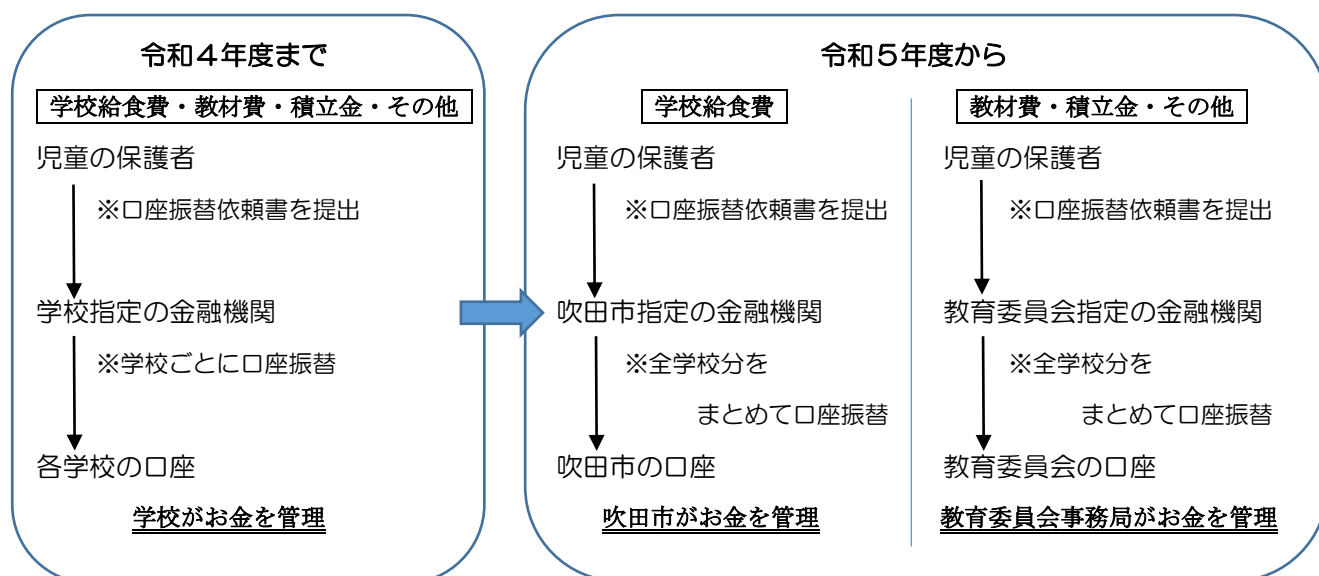
令和5年度から 学校徴収金等の支払先が変わります！

～ 学校給食費の公会計化等について ～

吹田市では、学校給食費・教材費・積立金・日本スポーツ振興センター掛金・PTA会費といった費用（学校徴収金等）を各学校で徴収し、管理していますが、令和5年4月から学校給食費を公会計化^(*)します。また、その他の徴収金については、引き続き各学校が納入金額の決定や教材の購入等を行いますが、業務効率化のため教育委員会事務局が徴収管理業務の一部（口座振替等の業務）を担います。

(*) 学校給食費の公会計化とは、学校給食費を吹田市の歳入歳出予算に計上し、議会の議決を得た上で、市が徴収、管理することです。公会計化の目的は、以下のとおりです。

- ① 市の予算に計上することで会計の透明性をより高める。
- ② 学校現場の多忙化解消を図り、教職員が児童と向き合う時間を増やす。



保護者のみなさまには、お手順をおかけしますが、学校給食費の公会計化等に伴い、以下の手続きにご協力くださいますようお願いいたします。

(1) 「学校給食申込書」の提出

令和5年4月からの給食提供に当たって、吹田市に給食の申込みをしていただきます。

詳しくは、令和4年12月頃にお知らせします。

(2) 「口座振替依頼書」の提出

学校徴収金等の支払先の口座が、各学校の口座から吹田市及び吹田市教育委員会の口座に変わります。そのため、全ての保護者のみなさまに、改めて口座振替の申込手続きをしていただく必要があります。

詳しくは、令和5年2月頃にお知らせします。（口座振替については裏面もご参照ください。）

◎ 取扱金融機関（口座振替を利用できる金融機関）

次の5つの金融機関の中から選んでいただきます。

- ・池田泉州銀行 ・北おおさか信用金庫 ・三井住友銀行
- ・ゆうちょ銀行（郵便局） ・りそな銀行

◎ 口座振替の申込方法

学校から配付する「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印の上、通帳と印鑑を持って取扱金融機関の窓口に行って手続きしていただきます。

「学校給食費」と「学校徴収金等（教材費、積立金等）」の2つの申込手続きが必要です。

⇒ インターネット上で申込手続きができる「Web 口座振替受付サービス」導入の準備を進めています（池田泉州銀行を除く）。詳細は、改めてお知らせします。

◎ 口座振替手数料

「学校給食費」は、手数料は不要（公費負担）です。

「学校徴収金等」は、次のとおり手数料が必要です。（金融機関により金額が異なります。）

	池田泉州銀行	北おおさか信用金庫	三井住友銀行	ゆうちょ銀行	りそな銀行
口座振替手数料（1回当たり）	11円	55円	11円	10円	11円

◎ 学校徴収金等の納期

【学校給食費】

期別	口座振替日（納入期限）	再振替日
7月期	7月25日	8月15日
10月期	10月25日	11月15日
12月期	12月25日	1月21日
2月期	2月25日	3月15日
4月期	4月5日	4月25日

【学校徴収金等】

期別	口座振替日（納入期限）	再振替日
第1期	5月25日	6月15日
第2期	6月25日	7月15日
第3期	9月25日	10月15日
第4期	11月25日	12月15日
第5期	1月31日	2月20日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

※ 各期の納入金額は、「学校給食費」については吹田市から、「学校徴収金等」については学校からお知らせします。

※ 残高不足等で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。

※ 再振替でも口座振替ができなかった場合は、納付書（払込取扱票）を送付します。（学校に現金を持参しても納入できません。）

<問合せ先>

〒564-0027 吹田市朝日町3番401号

吹田市教育委員会事務局 教育未来創生室

電話：06-6155-8137